

## 1 業務の目的

国が 2050 年を目標年次として脱炭素社会の実現を目指す中、銚子市では令和 3 年 2 月、「ゼロカーボンシティ銚子」を表明し、市民や事業者との官民協働によるオール銚子の体制で 2050 年までに二酸化炭素などの温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現に向けた取組を進めることとしている。

また、地域脱炭素ロードマップ（令和 3 年 6 月国・地方脱炭素実現会議決定）では、自治体が保有する建築物や土地における太陽光発電の最大限の導入を図るため 2030 年には設置可能な建築物等の約 50%に太陽光発電設備が導入され、2040 年には 100%導入されていることを目指すとの目標が示されている。

本市では、平成 31 年 3 月、銚子市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定し、カーボン・マネジメントを実施している。温室効果ガス削減にあたっての基本的な考え方として再エネの導入促進を掲げており、公共施設（主に災害時の避難所に指定されている施設）への太陽光発電や蓄電池の再エネ設備の導入を検討している。

銚子市ゼロカーボンビジョン（令和 5 年 3 月策定）では、2050 年カーボンニュートラルに向けた対策の中で 2030 年までの重点的な取組として、公共施設への太陽光発電設備の導入を図るとしており、第三者所有モデル（PPA）による事業展開を目指し、設置可能性の調査を早期に行い、導入を計画的に進めることとしている。

本業務は、市有施設等における太陽光発電設備の導入を効果的かつ効率的に推進するため、太陽光発電設備の導入可能性について調査し、再エネの導入目標と目標達成に向けた施策を検討することを目的とする。

## 2 業務の対象区域

千葉県銚子市域

## 3 適用範囲

本仕様書は、本市が行う銚子市公共施設等太陽光発電設備導入調査業務（以下、「本業務という。」）に適用する。

## 4 業務の内容

上記の目的を達成するため、「地域脱炭素ロードマップ（令和 3 年 6 月 9 日、国・地方脱炭素実現会議）」や「銚子市ゼロカーボンビジョン（令和 5 年 3 月策定）」の内容を踏まえた上で、以下の（1）から（5）までの業務を実施すること。

（1）考慮すべき地域特性、環境特性等（建築物や周辺環境等の確認のための現地調査を含む）の調査・検討

ア 銚子市公共施設等総合管理計画（令和 4 年 3 月改訂）に記載の公共施設等のうち、別表対象施設について、建築年数、日照状況、電力使用量、燃料使用量、設置可能面積等の情報収集及び各施設の固有事情、考慮すべき地域特性や環境特性を把握するための書類

調査や現地確認、施設管理者等へのヒアリングを行う。

ただし、調査やヒアリングの結果、明らかに発電設備の設置が見込めない施設については、理由を明らかにした上で、銚子市公共施設等総合管理計画（令和4年3月改訂）に記載の公共施設等から対象施設を選定、追加を行う。

イ 調査は、本市が保有する情報の他、環境省のEADASやREPOSなどの情報提供サイト、航空写真等を活用する。

(2) 発電設備の導入による建築物等への負荷及び発電設備の規模等の調査・検討

ア 本市が保有する情報から、公共施設の用途、位置、面積、日照状況、電力使用量、燃料使用量、指定避難所等の情報を整理する。

イ 建築基準法等の法令に基づいた導入可能性を検討する。

ウ 設置施設の構造的視点及び建築的視点から検討を行う。

エ 現地調査やヒアリングを踏まえ、設置施設ごとの導入場所、規模の設定を検討する。

(3) 発電量、日射量、導入可能量、設置位置及び設置方法等の調査・検討

ア 導入先の受電設備や電力系統の確認、系統連携接続の可否調査を行う。

イ 設置方法の検討に係る書類調査や現地調査を実施する。

(4) 再エネを導入することによる地域の経済・社会にもたらす効果等の分析や導入手法、設置コストの調査・検討

(1) から (3) までに収集・整理した情報に基づき、施設ごとに少なくとも次の事項について整理した導入計画案を作成すること。

ア 地域新電力と連携したPPA（第三者所有モデル）における導入のほかリースや自己所有の実現性を検討する。

イ 導入手法及び付帯設備（施工方法、導入規模、蓄電池の有無）を検討する。

ウ 事業性の評価を行う。（イニシャルコスト、ランニングコスト、使用電気料金等）

エ CO2及びエネルギー削減量、エネルギー消費量に占める再エネ率の算出を行う。

オ 設備導入による事業採算性及び費用対効果を評価する。

カ 導入に向けたロードマップを作成する。

キ 導入設備の配置計画案（基礎架台の方法、建物等の構造確認等を含む）を作成する。

ク 地域の経済・社会にもたらす効果等を分析する。（エネルギー代金の域内循環、災害時の利活用、市民啓発等）

ケ 活用が見込まれる補助制度及び交付金制度を検討する。

(5) 協議・打合せ

業務に必要な協議は、銚子市役所において行う。ただし、軽易なものはオンライン会議システム等を活用して実施することができる。

また、業務を適正かつ円滑に実施するため、十分な連絡・調整を行い、協議・打合せ内容について、受託者が速やかに打合せ記録を作成し、提出すること。

## 5 成果品の提出

本業務の成果品は以下のとおりとする。本業務における成果はすべて銚子市に帰属するものとし、承諾を受けずに複製することや他への公表、貸与をしてはならない。

なお、本業務が完了した後においても、受託者の責めに帰すべき理由により成果品に不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足その他の措置を講ずるものとするものとし、これに要する経費は受託者が負担する。

- (1) 業務報告書 4部
- (2) 業務報告書（概要版） 4部
- (3) 打合せ記録 1式
- (4) その他関係資料 1式
- (5) 上記成果品関連の電子データ 1式（PDF版及びWord・Excelデータ）

## 6 その他留意事項

本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、本市との協議により決定すること。